

取引所外国為替証拠金取引市場の休止に伴う
関連諸規則の一部改正について

目次

(ページ)

1. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	2
3. 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	3
4. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
5. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	6
6. 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	7

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第29条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。</p> <p>(1) 合意による解約</p> <p>当該解約を行おうとする日の3日前（休業日（現物非清算参加者、国債先物等非清算参加者及び指数先物等非清算参加者にあつては業務規程第19条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいい、FX非清算参加者にあつては<u>取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）</u>第6条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）を除外する。）の日までに報告を行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(取引所FX取引の休止に伴う取引資格の喪失申請の特例)</u></p> <p>第34条の2 <u>本所が取引所FX取引の休止（取引所FX取引特例第29条の2第1項に規定する取引所FX取引の休止をいう。）を行おうとする場合において、当該休止の際、現にFX取引資格を有する取引参加者については、前条の規定にかかわらず、本所が定める日をもって、当該FX取引資格の喪失の申請を行ったものとみなす。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月21日から施行する。</p>	<p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第29条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。</p> <p>(1) 合意による解約</p> <p>当該解約を行おうとする日の3日前（休業日（現物非清算参加者、国債先物等非清算参加者及び指数先物等非清算参加者にあつては業務規程第19条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいい、FX非清算参加者にあつては取引所FX取引特例第6条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）を除外する。）の日までに報告を行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済差金等の授受)</p> <p>第30条 F X非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所F X取引について、<u>建玉の転売若しくは買戻し又は最終決済を行った場合には</u>、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金銭を、当該転売若しくは買戻しを行った取引日に係る決済日又は最終決済期日において、指定F X清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払うF X非清算参加者は、当該金銭を、クリアリング機構が定める決済時限までの指定F X清算参加者が指定する日時までに、当該指定F X清算参加者に交付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該建玉が取引最終日の約定である場合</u> <u>当該建玉に係る約定数値と最終清算数値の差に相当する金銭</u></p> <p><u>(4) 当該建玉が取引最終日の前取引日以前の約定である場合</u> <u>前取引日の清算数値と最終清算数値の差に相当する金銭</u></p> <p>付 則 この改正規定は、平成26年4月21日から施行する。</p>	<p>(決済差金の授受)</p> <p>第30条 F X非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所F X取引について、<u>転売又は買戻しを行ったときに</u>、次の各号に掲げる<u>当該転売又は買戻しに相当する建玉の区分ごとに</u>、当該各号に定める金銭を、当該転売又は買戻しを行った取引日に係る決済日において、指定F X清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払うF X非清算参加者は、当該金銭を、クリアリング機構が定める決済時限までの指定F X清算参加者が指定する日時までに、当該指定F X清算参加者に交付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 売付けとは、現実数値（将来の一定の時期における現実の金融指標の数値をいう。以下同じ。）が約定数値（当事者があらかじめ金融指標として約定する数値をいう。以下同じ。）を下回った場合に、スワップポイント（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定するスワップポイントをいう。以下同じ。）の額を除く為替差金（取引所F X取引に係る建玉について発生した、クリアリング機構の業務方法書に規定する取引所F X取引に係る引直差金、更新差金、<u>最終決済差金</u>、決済差金及びスワップポイントの額の総支払金額と総受入金額の差引額をいう。以下同じ。）に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいい、買付けとは、現実数値が約定数値を上回った場合に、スワップポイントの額を除く為替差金に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。</p> <p>(2)～(18) (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 売付けとは、現実数値（将来の一定の時期における現実の金融指標の数値をいう。以下同じ。）が約定数値（当事者があらかじめ金融指標として約定する数値をいう。以下同じ。）を下回った場合に、スワップポイント（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定するスワップポイントをいう。以下同じ。）の額を除く為替差金（取引所F X取引に係る建玉について発生した、クリアリング機構の業務方法書に規定する取引所F X取引に係る引直差金、更新差金、決済差金及びスワップポイントの額の総支払金額と総受入金額の差引額をいう。以下同じ。）に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいい、買付けとは、現実数値が約定数値を上回った場合に、スワップポイントの額を除く為替差金に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。</p> <p>(2)～(18) (略)</p>
<p>第4節の2 <u>取引所F X取引の休止に伴う最終決済等（最終決済）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第29条の2 <u>本所が最終の取引日（以下「取引最終日」という。）を定める場合には、第4条の規定にかかわらず、当該取引最終日の立会終了以降、新たな限日取引の設定及びロールオーバーを行わないこと（以下「取引所F X取引の休止」という。）とする。</u></p> <p>2 <u>本所が取引所F X取引の休止を行う場合には、F X取引参加者は、取引最終日の立会終了時までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終決済期日に次条に規定する最終清算数値による決済（以下「最終決済」という。）を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

3 前項に規定する最終決済期日は、取引最終日の終了する日（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この項において同じ。）に当たるときは、順次繰り下げる。）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とする。

（最終清算数値）

第29条の3 取引所 F X取引の最終清算数値は、クリアリング機構が取引最終日の立会終了後に、その取引日の取引所 F X取引の清算数値として定める数値とする。

（決済のための金銭の授受）

第38条 顧客は、転売若しくは買戻し又は最終決済の対象となる建玉に係る為替差金の授受を、当該転売若しくは買戻しを行った取引日に係る決済日又は最終決済期日において、F X取引参加者との間で、証拠金への振替えにより行うものとする。

2 顧客が金銭を支払う必要があるときは、当該顧客は、当該支払う必要がある金銭を、転売若しくは買戻しが成立した取引日に係る決済日又は最終決済期日までのF X取引参加者が指定する日時までに、F X取引参加者に差し入れるものとする。

付 則

この改正規定は、平成26年4月21日から施行する。

（新設）

（決済のための金銭の授受）

第38条 顧客は、転売又は買戻しの対象となる建玉に係る為替差金の授受を、当該転売又は買戻しを行った取引日に係る決済日において、F X取引参加者との間で、証拠金への振替えにより行うものとする。

2 顧客が金銭を支払う必要があるときは、当該顧客は、当該支払う必要がある金銭を、転売又は買戻しが成立した取引日に係る決済日までのF X取引参加者が指定する日時までに、F X取引参加者に差し入れるものとする。

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(リクイディティ・プロバイダーに対する報奨金)</u></p> <p><u>第3条の2 本所は、リクイディティ・プロバイダーとして指定（取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第8条の2第1項の規定によるリクイディティ・プロバイダーの指定をいう。）を受けた取引参加者に対して、本所が別に定めるところにより取引参加者規程第9条第2項の規定に基づき本所が別に定める額の報奨金の支払いを行うものとする。</u></p> <p>(取引手数料率等の変更等)</p> <p>第4条 <u>前3条</u>の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間において、第2条第3項に掲げる取引手数料率の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月21日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(取引手数料率等の変更等)</p> <p>第4条 <u>前2条</u>の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間において、第2条第3項に掲げる取引手数料率の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格喪失申請等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、取引参加者が、取引資格の喪失と同時に新たに取引資格を取得する場合、<u>取引参加者規程第32条第3項に規定する本所が認めるときに該当する場合又は同第34条の2の規定に基づきFX取引資格の喪失の申請を行ったものとみなされる場合は、取引資格の喪失に係る手数料の納入を要しない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月21日から施行する。</p>	<p>(取引資格喪失申請等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、取引参加者が、取引資格の喪失と同時に新たに取引資格を取得する場合<u>又は</u>取引参加者規程第32条第3項に規定する本所が認めるときに該当する場合は、取引資格の喪失に係る手数料の納入を要しない。</p> <p>5 (略)</p>

取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(リクイディティ・プロバイダー)</u></p> <p><u>第8条の2 本所は、取引所F X取引特例第16条第10項の規定により、本所の市場における取引所F X取引の円滑な成立及び流動性の向上を目的として、本所が別に指定する対象金融指標における売呼値及び買呼値を恒常的に行う役割を担うF X取引参加者（以下「リクイディティ・プロバイダー」という。）を指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の指定は、本所が定めるところにより、F X取引参加者から取引所F X取引に係るリクイディティ・プロバイダーへの指定の申込みを受けて行うものとする。</u></p> <p><u>3 本所は、本所が定めるところにより、第1項の指定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>4 本所は、取引所F X取引に係るリクイディティ・プロバイダーの指定又は指定の取消しを公表し、及び各F X取引参加者に通知する。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるもののほか、取引所F X取引に係るリクイディティ・プロバイダーに関し必要な事項については、本所が定める。</u></p> <p>付 則 この改正規定は、平成26年4月21日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>